

経営者保証の提供を希望しない事業者さまへ

保証料の上乗せで

経営者保証が

不要となる

事業者選択型経営者保証
非提供促進特別保証制度
のご案内

上乗せとなる**保証料**に対して国から保証申込日に応じて
以下のとおり**補助**があります。

令和6年3月15日から令和7年3月31日まで

0.15%

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

0.10%

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

0.05%

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

制度概要・詳細は裏面をご覧ください。

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の概要

ご利用
いただける方

- 次の(1)～(5)をすべて満たす法人^(※1)
- (1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
 - (2)直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
 - (3)次のいずれかを満たすこと
 - ①直前決算において債務超過でない^(※2)
 - ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない^(※3)
 - (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
 - (5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

保証限度額

8,000万円
※セーフティネット保証4.5号の場合は
別枠で8,000万円

責任共有制度

責任共有対象
※セーフティネット保証4号の場合は責任共有対象外

対象資金

運転資金、設備資金

申込方法

金融機関経由

返済方法

一括返済または分割返済

保証期間

一括返済の場合 1年以内
分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内)

担保

不要(無担保)

保証人

不要(無保証人)

融資利率

金融機関所定利率添

添付書類

信用保証協会所定の申込資料のほか、
次の資料が必要
事業者選択型経営者保証非提供要件
確認書兼誓約書

保証料率

ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合
0.75%～2.15%(所定の保証料率に**0.25%上乗せ**)
ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の
決算がない場合
0.90%～2.35%(所定の保証料率に**0.45%上乗せ**)

保証料補助

申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額^(※4)

- ※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。
※2 貸借対照表において「純資産の額 ≥ 0 」となること。
※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 ≥ 0 」となること。
※4 詳しくは表面をご確認ください。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります。

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください

岩手県信用保証協会 企業支援部保証統括課 / TEL.019-654-1505

●本制度に対応した岩手県の制度融資、「岩手県経営者保証非提供促進資金」も、
令和6年8月1日から取り扱いを開始しました。

2024年9月発行

岩手県信用保証協会をご利用の中小企業経営者のみなさまへ

保証料の上乗せで 経営者保証が不要となる

『事業者選択型経営者保証非提供制度』のご案内

1 ご利用 いただける方

次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1)

(1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること

(2)直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、
かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が
社会通念上相当と認められる額を超えていないこと

(3)次のいずれかを満たすこと

①直前決算において債務超過でない(※2)

②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3)

(4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること

①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること

②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、
役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと

(5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 ≥ 0 」となること。

※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 ≥ 0 」となること。

2 保証料率

ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合

各信用保証協会所定の保証料率に**0.25%上乗せ**

ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、
又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合

各信用保証協会所定の保証料率に**0.45%上乗せ**

3 対象となる 保証制度

原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります

- 無担保保険・公害防止保険 ●エネルギー対策保険・海外投資関係保険
- 新事業開拓保険・事業再生保険

(注①)本制度は、個別の保証制度ではありません。

(注②)法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外。

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください

 **岩手県信用保証協会**

企業支援部保証統括課 / TEL.019-654-1505



ご利用いただける方

①

③

チェックリスト

法人設立後申告期限が
到来している決算が
2期以上ある。

A

法人設立後申告期限が
到来している決算が
1期のみある。

B

法人設立後申告期限が
到来している
決算がない。

C

START

A

B

C

1

申込日以前過去2年間(法人設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している。

Yes

Yes

No



2

申込日の直前の決算において、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当社の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていない。

Yes

Yes

No



3

申込日の直前の決算において純資産の額がゼロ以上である。
直前決算期:令和___年___月期の純資産額(_____)円

申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではない。

- ①直前決算期:令和___年___月期
経常利益(_____)円+減価償却費(_____)円
=減価償却前利益(_____)円
- ②直前決算前期:令和___年___月期
経常利益(_____)円+減価償却費(_____)円
=減価償却前利益(_____)円

すべてYes

いずれかYes

すべてNo



ご利用
いただけます

保証料率
上乗せ **+0.25%**

保証料率
上乗せ **+0.45%**

※

「Noが1つでもある場合」は、本制度をご利用いただけません。

ただし、経営者保証ガイドラインに該当する場合等においては、経営者保証を非提供とすることができる可能性がありますので、詳細は金融機関または当協会へお問い合わせください。

2024年9月発行